

## H29 福井県土木部との意見交換会における提案事項

福井県土木施工管理技士会

項目

### 1-1 工期および工程の設定について

提案理由

- ①発注したが用地関係等の打ち合わせが済んでなかったため、工事に着工できなかった現場が意外と多くありました。また、着工したものの昨年度の工事のため延期は無理であり、年度末までに完成をこなすてはならない現場がありました。
- ②災害工事を受注した時、緊急性があるので通常工事を止めてでもやってほしいといわれました。

自社施工のしぼりがある中において、上記のようなことにより工程が非常に組みづらくなっています。また、緊急工事の優先施工については、各課同士での連携がないため負担が増加することとなりますので、他工事の工期を考慮するなどの調整をお願いしたいと思います。

改善に向けた今後の対応についてお伺いしたい。

回答

本来、発注者は適正な工期を設定する必要がありますが、用地関係等が未協議のまま発注せざるを得ない場合には、設計図書（特記仕様書）に明記します。本ケースのように受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、工事一時中止に係るガイドライン（案）に基づき、発注者は工事の全部または一部の施工を原則として一時中止した上で、工期の変更を行わなければなりません。今後も、当ガイドラインに基づいた手続きおよび適正な工期設定の徹底を図っていきます。

## H29 福井県土木部との意見交換会における提案事項

福井県土木施工管理技士会

項目

### 2-1 大幅な変更設計時の工事履行確認およびその成績評定について

提案理由

入札の段階で発注者に質問書を提出して現場条件等を調べる事も大切ですが、受注契約後に現地調査、測量、設計照査を行った結果、大幅な設計変更が必要と分かった時、現場代理人と監督職員だけで工事を履行するかの判断をするのではなく、課長更には上位の方に入って頂き履行についての確認をお願いしたい。この際は、打合せ協議のレベルでなく契約変更のレベルでお願いしたい。

また、上記事由により大幅な設計変更が生じ、測量・設計業務が不足と判断された場合においては、遡ってその委託業務業者の成績評定を減点し、工事請負業者側の工事成績に加点評定できるような改正をお願いしたい。

回答

主たる工種の大幅な工法変更や追加、道路線形の見直しなど、当初設計から大幅に内容が変更となる場合は、設計変更ガイドライン（案）に基づき、すみやかに契約変更すべきであり、今後も、当ガイドラインに基づいた手続きの徹底を図っていきます。

工事成績の評定については、評定項目の中にある「①設計図書の照査を行っている」「②設計図書が現場と相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている」の項目について、監督職員との工事打合せ簿を確認のうえ適正に評価を行っています。 ※工事成績採点基準 考査別運用表

また、設計業務成績の評定については、現地照査を行った結果、成果品の瑕疵補修または損害賠償の発生などが認められる場合は総評点を減点修正できることとなっています。 ※委託業務等成績評定要領 第10条（評定の修正）

## H29 福井県土木部との意見交換会における提案事項

福井県土木施工管理技士会

項目

### 2-2 管理方法を学ぶ研修会等の実施について

提案理由

昨今、受注機会が少なくなっている中において、施工管理を行う機会も少なくなっています。

研修会等、管理のやり方を実際に学ぶ場を設けていただきたいと思いますが、今後の予定等についてお伺いしたい。

回答

施工管理に関する研修会等については、福井県建設業協会および本技士会と随時連携しながら検討していきます。

# 福井県土木部との意見交換会における提案事項

福井県土木施工管理技士会

項目

## 2-3 情報共有システムの運用について

提案理由

情報共有システムが活用されている工事においては、「工事帳票の処理の迅速化」、「工事帳票の整理作業の軽減」、「検査準備作業の軽減」、「情報共有の迅速化」、「日程調整の効率化」等の受発注者間のコミュニケーションが滑化されるとともに、建設生産システムの生産性も向上してきています。

しかし、本来であれば情報共有システムを利用しなければならない場面であっても、紙ベースのやりとりが行われているのも現状です。

情報共有システムの運用において知識の深化を図るためにも、説明会（勉強会）等を数多く開催しご指導いただきたいと思いますが、今後の予定についてお伺いしたい。

回答

県（建設技術公社）が主催する本システムに関する研修に関しては、受発注者を対象としたパソコンを用いた操作研修を年8回程度継続して実施しています。

今後も県（建設技術公社）が主催する操作研修は、継続して実施する予定であり、積極的に参加して頂きたい。

# 福井県土木部との意見交換会における提案事項

福井県土木施工管理技士会

項目

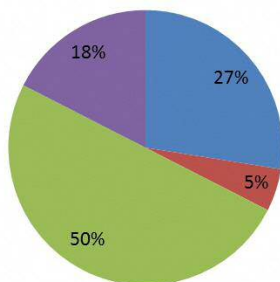
## 2-4 情報共有システムの運用拡大について <福井県土木部 → 福井県技士会>

提案理由

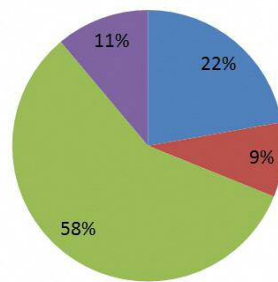
県では、改正品確法の趣旨を踏まえ、受発注者相互の円滑な情報共有や適切な設計変更を行うことを目的として、平成27年10月から土木部・農林水産部が発注する設計額5,000万円以上の工事を対象に、情報共有システムを利用することを原則としました。その後、平成28年4月からは設計額3,000万円以上の工事に対象を拡大して運用しております。

本システムを利用した受注者を対象としたアンケート結果は下図のとおりです。県としては更なる受発注者相互の円滑な情報共有等を促進させるため、今後の運用拡大を検討しているところですが、このことについて、技士会の皆様のご意見をお聞かせください。

H28 受注者 (回答数 40)



H29 受注者 (回答数 45)



- 運用額を上げていくとよい (設計額3千万円以上)
- 運用額を下げたい (設計額1千万円以上)
- 運用額を下げたい (設計額2千万円以上)
- 今のままでよい (設計額3千万円以上)
- 運用額を上げていくとよい

## H29 福井県土木部との意見交換会における提案事項

福井県土木施工管理技士会

項目

3-1 検査書類（出来形・品質管理書類）の簡素化および統一について

提案理由

書類の簡素化でスタートした電子納品での検査書類（出来形・品質管理書類）が一向に減らず、逆に増える傾向であると感じています。また、監督職員が他社の書類と同じような書類作成を求めてくる場合もあり益々検査書類（出来形・品質管理書類）が増える傾向にあります。

検査書類（出来形・品質管理書類）の簡素化に向けた今後の対応についてお伺いしたい。

【補足説明】

「出来形・品質管理書類」だけの事ではなく、電子納品になって書類を簡素化するといっても、電子と紙の両方の提出を求められる。

また、毎年毎年書類が高度になっていく。

監督員によっては、他者の出来のいい書類を持って来て、同じような書類を求めてくる。会社の独自様式から変えないといけないので、大変な仕事になる。

2、3年民間の仕事に携わり、久しぶりに県の仕事に携わると、様式など全く変わっている。

また、検査員によって求める書類が違うので統一してほしい。

回答

出来形・品質管理書類については、土木工事関係書類作成要領に基づく必要はありますが、詳細な様式等について特に決められたものはありません。監督職員はよりよい書類になるようにとの思いで他社の出来の良い書類と同じような書類の提出を提案したものと考えられますが、それが結果として大きな負担になるのであれば、貴社の書類で要領に基づいている旨を監督職員に伝えて頂くようお願いいたします。

検査書類の簡素化については、昨年度にご質問を頂いておりますので、参考までに説明します。

工事検査課の検査復命に必要な出来形管理基準一覧表や品質管理一覧表、数量総括表等の必要最低限の書類については、作成済みの出来形・品質管理書類の中からコピーをお願いしています。これらの検査復命の書類については簡素化および減量についての平成26年度の提案を受け、平成26年夏から大幅に

減量しております。

今後とも無駄な資料をなくすことで、より一層の効率化を貴会の皆様とともに考えてまいりますので、具体的な資料について協会などを通じご連絡いただければ検討させていただきます。

## H29 福井県土木部との意見交換会における提案事項

福井県土木施工管理技士会

項目

### 3-2 工事の表彰制度について

提案理由

優良工事等事業者表彰の募集要項（表彰対象者）において、平成28年度より『前年度および前々年度受賞者の工事等の総評点については、受賞した工事等の総評点を超えていること。』という項目が追加されました。

これは連続受賞を回避することからと考えられますが、成績総評点80点以上を取得している優秀な事業者が、この条項により優良工事表彰に応募できないことがあります。

優秀な企業についても平等となるような募集要項に変更していただきたいと思いますが、今後の対応についてお伺いしたい。

回答

昨年度も同様な趣旨のご質問を頂いており、今回も前回と同様な回答になります。昨年の回答ですが、「優良工事表彰を受けた事業者には受賞された工事より更なる品質の向上を目指して頂くとともに、これまで受賞されていない事業者にも新たな受賞を目指して頂くために、学識経験者等の方々のご意見を踏まえながら改訂を行ったものです。」と回答させて頂きました。付け加えますと、以前は受賞経験のある事業者が数多く受賞しており、新たな事業者がなかなか受賞できない状況にありました。このため、受賞経験のない事業者や小規模な工事に対しても受賞機会の拡大を図ることが求められていました。昨年の繰り返しになりますが、既に一定の技術力を有している受賞経験者におかれましては、現状の技術力に満足せず、一層の技術力向上を求めていくことが必要です。業界全体の技術力の向上と事業者の育成を図る事を目的としている制度という事を踏まえ、今後も、多くの事業者が技術力の向上を目指して努力されますことを期待しておりますので、ご理解をお願いします。

【表彰要綱】「第1条 この要綱は、福井県が発注する工事の施工および設計の業務（以下「工事等」という。）について優秀な成績を収めた事業者を顕賞し、もって、その功績に報いるとともに、建設技術の向上と事業者の育成を図ることを目的とする。」



(参考 H29.2.9 (木) 回答)

福井県の優良工事等事業者表彰については、県が発注する工事の施工および設計業務について、優秀な成績を修めた事業者の功績を称えとともに建設技術の向上と事業者の育成を図る事を目的にしているものです。この度の制度の改定にあたりましては、優良工事表彰を受けた事業者には受賞された工事より更なる品質の向上を目指して頂くとともに、これまで受賞されていない事業者にも新たな受賞を目指して頂くために、学識経験者等の方々のご意見を踏まえながら改訂を行ったものです。この改正に伴って建設業界全体の技術力の向上、更なる発展に繋がると考えておりますのでご理解をお願いしたい。

因みに、26年度に受賞された事業者の方が28年度に受賞されたケースもありますので、決して連続受賞を回避するという事ではなく、業界全体の技術力の向上と事業者の育成を図る事を目的としている制度という事を踏まえご理解頂きたい。

## H29 福井県土木部との意見交換会における提案事項

福井県土木施工管理技士会

### 項目

#### 4-1 設計額の事前公表について

#### 提案理由

設計額の事前公表により、一定の計算式に基づき内訳書の見積額が各社ほぼ同じ近くになっています。

総合評価落札方式の地域防災力維持型においても、価格競争に等しい入札結果となっており、総合評価の基本となる各社見積内訳書の意味がなくなってくるように思われます。

設計額の事前公表については全面廃止を検討をしていただきたいと思いますが、今後の対応についてお伺いしたい。

#### 回答

事後公表とした自治体では不調・不落が増加した事例や様々な意見があることから、設計額の事後公表については、他県の状況も見極めながら、慎重に検討する必要があると考えています。

## H29 福井県土木部との意見交換会における提案事項

福井県土木施工管理技士会

項目

### 4-2 専門工事の入札参加条件の見直しについて

提案理由

現在の入札制度においては、施工実績を一律に元請のみに限定しているため、専門工事業者等の下請負人については施工能力（自ら施工した施工実績）がありながら評価点で不利益を被る状況となっており、中々入札に参加できません。

新規参入促進の観点からも単に請負形態（元請、下請）で判断するのではなく、施工能力（施工実績）を重視した入札制度に改めて頂きたい。

回答

公共工事では、『建設業法』および『福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱』で一括下請けを禁止しており、元請による責任施工が重要と考えております。

県では、土木一式工事のみではありますが、『地域防災力維持型総合評価落札方式』を試行しており、実績が無くても、自社で施工が可能な企業が落札できるような入札制度も導入しております。

今後も公平な受注機会を拡大できるよう、入札制度についても検討していきますので、問題点等ございましたら、またご提案をお願いします。

## H29 福井県土木部との意見交換会における提案事項

福井県土木施工管理技士会

項目

### 4-3 工場製作現場における現場代理人の取り扱いについて

提案理由

県は、橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作のみが行われて期間において、現場代理人の兼任に制限を設けています。

しかし、工場製作現場は一般の土木工事のように屋外で行う現場には当てはまらないため、国交省と同様、現場代理人の兼任の制限を外して頂きたい。

回答

現場代理人の職務は、その運営、取締りを行うことおよび約款に基づく請負者の権限を行使することであり、原則として現場に常駐することが求められています。

兼務は3つの工事までとしていますが、これは工場製作とはいえ、個々の工事を適切に管理するためには一定の工事件数の制限が必要と考えており、国の通知でも兼務を認める条件の例として、工事件数が少数であることが挙げられています。

国交省においても、兼務は無制限に認めているわけではなく、適切に管理できる範囲内で認めています。

兼務できる数については、国交省や他県の状況を参考にしながら、見直しの必要があれば適宜、見直しを行っていきたいと考えています。

## H29 福井県土木部との意見交換会における提案事項

福井県土木施工管理技士会

項目

### 4-4 工場製作工事の入札時の評価項目について

提案理由

工場製作工事の施工現場については、据付工事現場等と比較し、より組織的に行われていると考えており、当該工事の配置予定技術者の技術力評価が過度であると感じています。

つきましては、入札時の評価項目「配置予定技術者の継続学習への取り組み状況」について、「CPDS における取得ユニット数」の項目を除外していただきたい。

回答

県としては日々新しくなる技術や建設業界を取り巻く現状等、常に最新の情報・知識を習得していただきたいという観点から「CPDS における取得ユニット数」の項目を評価対象とさせていただいておりますので、ご理解をお願いします。

なお、実際に CPDS 取得により特に問題が発生しているのであれば、またご意見・ご提案をいただきますよう、よろしく申し上げます。

## H29 福井県土木部との意見交換会における提案事項

福井県土木施工管理技士会

項目

### 5-1 働き方改革に伴う経費の増額について

提案理由

4週8休の実施に伴い経費が増えています。経費の加算について、設計の段階から考慮していただきたい。

また、週48時間制から週40時間制への導入に伴う歩掛等の見直しも必要であると考えます。

入札制度改革の必要性は感じていますが、制度改革には時間を要することが考えられるため、国に頼らず県レベルで実施可能な入札制度の改革を早急に進めていただきたい。

【補足説明】

4週8休の経費加算、および週40時間に伴う歩掛の見直しを要望しても、国との関係もあり時間もかかり、簡単にはいかないため、暫定的な措置として、福井県の入札制度をそのような事を含んだものにかえてほしいという事です。例えば、最低制限価格を3%程上げてもらう等。

回答

本県の場合、工期は4週8休を基本として年末年始やGW、夏季休業等の長期休日を考慮して設定しております。平成30年度からは、週休2日の促進に向けて、8休/月を工事着手日から工事完成日までの全てで達成した場合は、工事成績評定において加点評価を行うことにします。

週休2日を確保した工事における工事成績評定について、平成30年3月22日付け工検第29号で福井県建設業協会あて通知するとともに工事検査課のホームページに掲載しております。

## H29 福井県土木部との意見交換会における提案事項

福井県土木施工管理技士会

項目

### 5-2 将来の若手技術者の確保・育成について

提案理由

新規入職者（新卒者）の確保が非常に厳しい状況となっています。このため、新規入職者を増やす環境づくりの一環として、国土交通省が施行している「土日完全休日化促進工事」の導入を速やかに検討して頂きたい。

また、若手担当技術者数も少なくなってきており、現行の40歳未満としている年齢の引き上げを検討して頂きたい。

回答

週休2日の促進に関する回答は、項目5-1のとおりです。

若手担当技術者制度は、ベテランの監理技術者または主任技術者の下で40歳未満の1級国家資格を持った若手技術者を常駐させることで、施工経験を積んでもらい、将来の担い手の育成を図る制度です。若手技術者の育成の場を確保するためにも、若手担当技術者の対象を現行の通り40歳未満としたいと考えています。